

No.	内容	回答
1	第2条第一号における「区民等の健康又は生活環境に係る被害」とは何を指すか。	「健康に係る被害」とは、不眠、頭痛その他の身体上に現れる悪影響を指し、「生活環境に係る被害」とはプライバシーの阻害、光の明滅による不快感その他の快適な生活を妨げるものを指す。
2	第2条第三号における「一定の期間継続」とは何を指すか。	イベントなど1日でデジタルサイネージ等の運用が終了するものは含まず、2日以上であって、かつ、終了日が決まっているものを指す。
3	第4条第1項における「周辺地域」とは何を指すか。	当該屋外照明による影響範囲を指す。 ここでいう影響範囲とは、設置する屋外照明の種類及び場所並びに環境への影響等を考慮し、事業者が設定するものである。
4	第5条第1項における「変更」とは何を指すか。	本項における変更とは、屋外広告物条例上における変更許可の申請を行うものを指す。 なお、上記の申請に該当するのであれば、変更の届出ではなく、既設デジタルサイネージの廃止の届出をし、新規の設置として設置の届出を行う。
5	第5条第1項第一号の「案内図」とは何を指すか。	方位、道路及び目標となる建物の所在地が明らかになる図面に、当該デジタルサイネージ等によって想定される影響範囲を図示したものを指す。 なお、影響範囲とはNo.3と同義である。
6	第5条第1項第四号の「周辺地域へ周知したことがわかるもの」とは何を指すか。	周知範囲及び周知に使用した資料を指す。 周知に使用する資料には、区民等との窓口になる担当者の氏名及び連絡先を明記することとする。 なお、周辺地域とはNo.3と同義である。

7	第5条第2項の「変更」とは何を指すか。	本項における変更とは、屋外広告物条例上における変更許可の申請を行う事項に準ずるものを指す。 No.4と同様に上記の申請に該当するものであれば、変更の届出ではなく、既設デジタルサイネージ等の廃止の届出をし、新規の設置として設置の届出を行う。								
8	第5条第2項の「工事に着手」とは何を指すか。	工事着手とは、当該屋内デジタルサイネージ等の設置工事を開始することを指す。								
9	第5条第2項の「判定基準を明らかに超過していない場合」とは何を指すか。	ガイドラインにおける光環境類型 E3の指針及び屋外照明施設の不快グレアの数値を適用したものを指す。 項目と数値は以下の表によるものである。								
		<table><tr><th>項目</th><th>数値</th></tr><tr><td>区長が事業者と協議し、区民等の健康及び生活環境に与える影響及び屋外照明を設置する場所の状況を考慮して定める方向への最大光度値</td><td>10,000cd</td></tr><tr><td>最大鉛直面照度値</td><td>10lx</td></tr><tr><td>不快グレア</td><td>GR30</td></tr></table>	項目	数値	区長が事業者と協議し、区民等の健康及び生活環境に与える影響及び屋外照明を設置する場所の状況を考慮して定める方向への最大光度値	10,000cd	最大鉛直面照度値	10lx	不快グレア	GR30
		項目	数値							
		区長が事業者と協議し、区民等の健康及び生活環境に与える影響及び屋外照明を設置する場所の状況を考慮して定める方向への最大光度値	10,000cd							
		最大鉛直面照度値	10lx							
不快グレア	GR30									
10	第5条3項における「届出事業者」とは誰を指すか。	当該デジタルサイネージ等の所有者のことを指す。								
11	廃止の届出を行う契機は何を指すか。	当該デジタルサイネージ等の廃止及びNo.4並びにNo.7でいう変更の時を指す。								
12	第6条1項における「知ることができる方法」とはどのような方法を指すか。	書面による通知、住民説明会等を指す。								
13	第6条第1項のただし書きにある「再度の許可申請」とは何を指すか。	東京都屋外広告物条例第27条第2項に規定される、継続運用をするための許可申請を指す。								

14	第6条2項における「変更」とは何を指すか。	第6条第1項各号に掲げる事項のみを指す。 なお、No.4及びNo.7とは異なるものであるため、御留意されたい。
15	第7条第一号における「区民等の健康及び生活環境に与える影響及び屋外照明を設置する場所の状況を考慮して定める方向」とは何を指すか。	設置機器の能力、設置位置、設置方向及び周辺の建築物の高さ関係等によって想定される影響範囲の中で、事業者が設定した最も区民等の健康及び生活環境に影響を及ぼす箇所の方向のことを指す。それを基に、 ・屋外照明（デジタルサイネージ等を除く。）の場合 事前協議や届出を求めているため、事業者は、最も区民等の健康及び生活環境に影響を及ぼす箇所の方向及び最大光度値について、区長の求めがあった際に提示できるようにしておき、光害が生じ、又は生じのおそれがあるときに区と協議ができるようにしておくこと。 ・デジタルサイネージ等の場合 事業者が事前協議の段階で、最も区民等の健康及び生活環境に影響を及ぼす箇所の方向及び最大光度値について提示をし、区と協議を経て決定する。
16	なぜ公表を行うのか。	区民等が快適に暮らし、又は過ごすことができる環境の確保を目的とした、公衆に対する情報提供のためである。
17	要綱施行前に設置された屋外照明にも適用されるのか。	設置の時期に係わらず、適用となる。 しかし、東京都屋外広告物条例の許可を得ているデジタルサイネージ等に関しては、第6条第1項ただし書きの規定と同等の扱いとし、周辺地域への周知を行わなくとも差支えはない。